

二十九 繰越欠損金

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(名義株がある場合の特定資本関係の判定)</p> <p>12 - 1 - 2 被合併法人等 (被合併法人又は分割法人をいう。) と合併法人等 (合併法人又は分割承継法人をいう。) との間に法第57条第3項《被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限》又は同条第6項《青色欠損金の繰越しに係る制限》に規定する特定資本関係があるかどうかを判定する場合において、一方の法人が他方の法人の株式 (出資を含む。) を保有する関係かどうかは、株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合にはその実際の権利者が保有するものとして判定する。</p> <p>(共同で事業を営むための適格合併等の判定)</p> <p>12 - 1 - 3 法第57条第3項《被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限》又は同条第6項《青色欠損金の繰越しに係る制限》に規定する「共同で事業を営むための適格合併等」に該当するかどうかの判定に当たっては、1 - 4 - 4 《従業者の範囲》から 1 - 4 - 7 《特定役員の範囲》までの取扱</p>	<p>(資本積立金額等により補てんした欠損金額)</p> <p>12 - 1 - 2 法人が資本積立金額又は利益積立金額により各事業年度において生じた欠損金額を補てんし、繰越欠損金として表示していない場合においても、当該補てんした欠損金額が各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度において生じたものであり、かつ、法第57条第2項《繰越欠損金の損金算入の要件》に規定する要件に該当するときは、当該補てんした欠損金額は損金の額に算入されることに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、当該法人と各特定資本関係法人（当該法人との間において令第112条第8項において読み替えて準用する同条第6項《共同で事業を営むための適格合併等》に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。）との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。</p> <p>（繰越損失金の損金算入の順序）</p> <p>12 - 2 - 2 12- 1 - 1 《繰越欠損金の損金算入の順序》は、</p> <p>... ..</p>	<p>（繰越損失金の損金算入の順序等）</p> <p>12 - 2 - 2 12- 1 - 1 及び12- 1 - 2 《繰越欠損金の損金算入の順序等》は、</p> <p>.....</p>